

教えてマッタマン!

～第25回 令和2年4月から燃えないごみが
月1回の収集になります～

問合先 環境課ごみ減量推進係 ☎0562-92-1113



マッタマン：みなさんに大切なお知らせがあります。

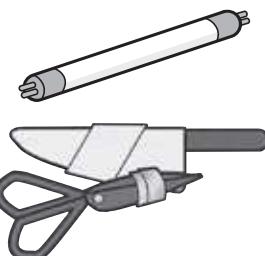
令和2年4月から燃えないごみの収集日が 月1回に変わります。

地区名	令和2年3月まで	令和2年4月から
東沓掛区、 西沓掛区（宿・荒井町内会以外）、 勅使台区、 西川区（西川町内会）、三崎区、 吉池区、大久伝区、中島区、 落合区、桶狭間区、舘区、 二村台区	第1・第3水曜日	第3水曜日のみ
西沓掛区（宿・荒井町内会）、 西川区（西川町内会以外）、 ゆたか台区、阿野区、大脇区、 大根区、桜ヶ丘区、坂部区、 前後区、西区、間米区	第2・第4水曜日	第2水曜日のみ

※燃えるごみ、プラスチック製容器包装、資源の収集日は変わりません。

太郎君：この表を見ると、4月から燃えないごみの収集が月に1回になるっていうことでいいの？

マッタマン：そうだね。これまで燃えないごみを毎月第1・第3水曜日（その月で1回目と3回目の水曜日）に出す町内会と毎月第2・第4水曜日（その月で2回目と4回目の水曜日）に出す町内会に分けて収集していたんだ。それが、4月から第1・第3水曜日に出していた町内会は第3水曜日に、第2・第4水曜日に出していた町内会は第2水曜日に収集するようになるんだよ。



Information

太郎君：月に1回の収集になることで、なるべく燃えないごみを出さないように資源となる金属類は資源として出そうと思っているけど、燃えないごみの収集が月1回になることで、僕たちに何か影響があるのかな。

マッタマン：月1回の収集となることで収集ルートの変更や収集するごみの量の増加によって、いつもごみ収集車が来ていた時間に来なくなる可能性が高いから注意してね！

太郎君：ありがとう、マッタマン！燃えるごみ、プラスチック製容器包装、燃えないごみは収集日当日の朝8時までに出すルールも引き続き守っていくよ！

マッタマン：太郎君ありがとう。何かわからないことがあればお気軽に環境課までご連絡ください。みなさんもご協力をお願いします。

マッタマンからのお願い

燃えないごみの4分の1はびんや缶などの資源物にも関わらずごみとして処理施設に搬入されています。また、燃えないごみの量は10年間で2割以上減少しています。このため、燃えないごみの資源化を促進し、ごみ量に適した効率的な収集を図る観点から、月1回の収集に変更します。ご理解・ご協力をよろしくお願ひします。



マッタマン：最後にみなさんにもう1つお願いがあります。

宴会時の食べ残しに注意しよう！



1月は新年会など宴会が多く行われる季節です。宴会では食品ロス（まだ食べられるのに捨てられてしまう食べ物）がとても多く出てしまう傾向があります。せっかく作っていた料理をおいしく食べるためにも、予約時に料理の量を調整したり、宴会開始時の30分と宴会終了前の10分間は自席で料理を楽しむ30・10運動（さんまるいちまるうんどう）を実施するなど、普段以上に食品ロスが出ないように気をつけましょう！